



2021年3月2日 火

13:00~17:00

オンライン (ZOOMウェビナー) 開催

1952年施行の博物館法に規定される登録博物館制度や学芸員資格等の構造的な不備は、2008年の博物館法改正においても抜本的には解消されず、現実との乖離が著しい。日本学術会議は2020年に提言『博物館法改正へ向けての更なる提言』を发出し、従来の登録制度に代わる、文化財保護法と整合性のとれた新・認証制度と学芸員を研究者と認定する制度の構築の必要を示した。博物館法改正に向けた議論が進む今、今後の日本の博物館と学芸員の制度について皆で考えてゆきたい。

今後の
博物館制度を
考える
博物館法改正を見据えて

プログラム

総合司会：半田昌之 (日本博物館協会・専務理事)

- 13:00 開会の挨拶 木俣元一 (名古屋大学・教授)
- 13:05 「文化政策としての博物法改正に向けて—その課題と展望」 栗原祐司 (京都国立博物館・副館長)
- 13:25 「博物館法改正へ向けての日本学術会議の提言二つの发出を終えて」 小佐野重利 (東京大学・名誉教授)
- 13:45 「文化審議会博物館部会での審議から」 佐々木秀彦 (東京都歴史文化財団・事務局企画担当課長)
- 14:05 「ユネスコ博物館勧告・ICOM規約 (博物館定義) から見た日本の博物館法」 井上由佳 (明治大学・准教授)

- 14:35 「観光政策と博物館認証制度」 松田陽 (東京大学・准教授)
- 14:55 「間に合う学芸員資格取得者の養成は可能か—新たな学芸員養成課程への課題と展望」 栗田秀法 (名古屋大学・教授)
- 15:15 「学芸員を研究者と認定する制度について」 金山喜昭 (法政大学・教授)
- 15:35 「学芸員の力を活かすために、現場でさぐる課題と活路」 佐久間大輔 (大阪市立自然史博物館・学芸課長)

- 16:05 パネルディスカッション 司会：芳賀満 (東北大学・教授)
- 16:35 視聴者からの質疑応答
- 16:55 閉会の挨拶 布谷知夫 (全日本博物館学会・会長/前三重県総合博物館・館長)

参加費 無料

申込締切 2021年2月27日(土)

主催

日本学術会議史学委員会博物館・美術館等の組織運営に関する分科会
全日本博物館学会
名古屋大学大学院人文学研究科附属人類文化遺産テキスト学研究センター

後援

公益財団法人日本博物館協会

- 申込方法 右記フォームに入力し、送信してください。 <https://forms.gle/rouFXfYJaqXXgDCG9>
- 参加方法 申込時のメールアドレスに、シンポジウムの参加URLと資料配付の方法を開催2日前までにお送りします。当日は開始10分前から参加できます。※途中入室自由
- 注意事項 開催前日までに申込み受付完了メール、参加URLのメールが届かない場合は、運営事務局メールアドレス (hakubutsukanseido@gmail.com) までご連絡ください。

